

鳥取県国民健康保険団体連合会通常総会議事録

招集年月日	平成31年2月27日(水)午後2時00分から
招集場所	鳥取市末広温泉町556 白兔会館 2階「飛翔の間」
出席会員	深澤会員(書面) 伊木会員(書面) 石田会員 中村(勝)会員(書面) 西垣会員 矢部会員 寺谷会員 吉田会員(山下課長) 松浦会員 宮脇会 員 小松会員 松本会員 石会員(小原課長) 竹口会員(小谷副町長) 陶 山会員 森安会員 中村(英)会員(書面) 埴田会員(伊田課長) 白石会 員(影山副町長) 魚谷会員(谷口事務長) 平井会員(金涌課長)
欠席会員	なし
報告事項	報告第1号 鳥取県国民健康保険団体連合会情報公開規則の制定について 報告第2号 鳥取県国民健康保険団体連合会国民健康保険診療報酬審査委員 会規則の一部改正について 報告第3号 平成30年度鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払 特別会計歳入歳出予算補正(第2回)の専決処分について ○業務勘定 ○公費負担医療に関する診療報酬支払勘定 報告第4号 鳥取県国民健康保険団体連合会役員給与規則の一部改正の専決 処分について 報告第5号 鳥取県国民健康保険団体連合会職員給与規則の一部改正の専決 処分について 報告第6号 平成30年度鳥取県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係 業務特別会計歳入歳出予算補正(第2回)の専決処分について ○介護給付費等支払勘定 ○公費負担医療等に関する報酬等支払勘定 報告第7号 鳥取県国民健康保険団体連合会療養費審査支払規則の全部改正 について 報告第8号 鳥取県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部改正につ いて 報告第9号 鳥取県国民健康保険団体連合会職員服務規則の一部改正につ いて 報告第10号 鳥取県国民健康保険団体連合会国民健康保険診療報酬審査委員 会委員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正について 報告第11号 鳥取県国民健康保険団体連合会介護給付費等審査委員会委員の 報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正について 報告第12号 鳥取県国民健康保険団体連合会旅費規則の一部改正について 報告第13号 鳥取県国民健康保険団体連合会退職給付引当資産管理運用規則 の一部改正について 報告第14号 鳥取県国民健康保険団体連合会負担金規則の一部改正について

議 決 事 項

- 報告第 15号 鳥取県国民健康保険団体連合会特別医療費共同処理事業規則の一部改正について
- 報告第 16号 平成31年度鳥取県国民健康保険団体連合会一般負担金について
- 報告第 17号 平成31年度鳥取県国民健康保険団体連合会保健事業負担金について
- 報告第 18号 平成31年度鳥取県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理負担金について
- 議案第 1号 鳥取県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について
- 議案第 2号 平成30年度鳥取県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正（第2回）について
- 議案第 3号 平成30年度鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（第3回）について
○業務勘定
- 議案第 4号 平成30年度鳥取県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（第2回）について
○業務勘定
○公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 議案第 5号 平成30年度鳥取県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（第3回）について
○業務勘定
- 議案第 6号 平成30年度鳥取県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（第2回）について
○業務勘定
- 議案第 7号 平成30年度鳥取県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（第2回）について
○業務勘定
- 議案第 8号 平成30年度鳥取県国民健康保険団体連合会役職員退職手当積立金特別会計歳入歳出予算補正（第2回）について
- 議案第 9号 平成31年度鳥取県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案第 10号 平成31年度鳥取県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 11号 平成31年度鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
○業務勘定
○国民健康保険診療報酬支払勘定
○公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
○出産育児一時金等に関する支払勘定
○特別医療費支払勘定

- 妊婦・乳児一般健康診査費等支払勘定
- 議案第12号 平成31年度鳥取県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
 - 業務勘定
 - 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 議案第13号 平成31年度鳥取県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
 - 業務勘定
 - 介護給付費等支払勘定
 - 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定
- 議案第14号 平成31年度鳥取県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
 - 業務勘定
 - 障害介護給付費支払勘定
 - 障害児給付費支払勘定
- 議案第15号 平成31年度鳥取県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
 - 業務勘定
 - 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定
 - 後期高齢者健診等費用支払勘定
- 議案第16号 平成31年度鳥取県国民健康保険団体連合会役職員退職手当積立金特別会計歳入歳出予算について
- 議案第17号 平成31年度鳥取県国民健康保険団体連合会健全運営積立金の処分について
- 議案第18号 平成31年度鳥取県国民健康保険団体連合会一時借入金について
- 議案第19号 鳥取県国民健康保険団体連合会役員を選任について

開 会

山田事務局長 午後2時、開会を告げる。

ただいまから鳥取県国民健康保険団体連合会通常総会を開催させていただきます。

まず、本日の出席者数をご報告いたします。会員21名中、本人出席10名、代理出席7名、欠席委任4名となっております。総会会議規則第6条で、会議は会員の定数の半数以上の者の出席で開くことができる旨が定められております。本会議が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、石田理事長がご挨拶申し上げます。

理事長挨拶

石田理事長 皆さん、こんにちは。会員の皆さんには年度末の大変お忙しい中、ご臨席をいただきまして本当にありがとうございます。

皆さん方には日ごろからそれぞれの国保事業の運営にご尽力をいただきます

とともに、本連合会の運営につきましてもご支援、ご協力を賜っておりますこと、心より厚く御礼を申し上げます。

国保をめぐる状況でありますけれども、少子化の進展、人口減少、あるいは医療の高度化等によります医療費の増大等々、大変厳しいものがあるわけがあります。こういった背景もあって、今年度から保険の都道府県化が行われて、国費も3,400億円の公費投入が行われることによって、一定の財政安定にもつながってきているのではないかなというふうに思っております。この都道府県単位化も、まずは円滑にスタートできたのではないかなというふうに思っております。ただ、本来のこの都道府県化の成果というか効果というのは、これからが本番ということではないかなというふうに思っていますので、県、あるいは我々も含めて、一層の努力が必要なのではないかなというふうに思っているところでございます。

その国保事業も、さらに環境は厳しさが増していくのだろうというふうに思っております。団塊ジュニアが高齢期を迎える2040年、これが高齢化のピークだというふうにも言われているわけで、それに向けていろいろな取り組みを進めていかないといけないのだろうというふうに思っております。国民健康保険法の改正も行われて、データヘルスへの取り組み、保健事業、健康づくりへの取り組みを一層やっていかないといけないということで、データヘルスの分析などについても国保連の努力義務というのも規定をされたところであります。引き続き我々としての努力も求められるということだろうというふうに思っております。

そういうことも含めて、きょうは31年度の事業計画あるいは予算などを中心にご議論をいただければというふうに思っております。慎重にしっかりとご審議をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。きょうはありがとうございました。

(拍手)

通常総会議長選任

山田事務局長 議長の選任でございますが、総会会議規則第3条に、議長は会議の都度、出席会員の中から選任する。選任されるまでは理事長が仮議長となる旨が定められておりますので、石田理事長に仮議長をお願いいたします。

仮議長 それでは、今、お話にありましたように、議長が選任されるまでの間、私のほうで仮議長を務めさせていただきます。

議長の選任方法についてお諮りをさせていただきます。私にご一任させていただくということでいかがでございましょうか。

会員 異議なし。

仮議長 ご異議なしということですので、私のほうから指名をさせていただきます。

若桜町の矢部町長さんをお願いしたいと思います。よろしくお願ひをいたします。(拍手)

議長 ただいま議長に選任されました若桜町の矢部でございます。ご指名ですので、議長のほうを務めさせていただきます。

議事録署名会員選任

をいただきまして議事を円滑に進めてまいりたいと存じますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、着座にて進めさせていただきます。

議長 早速ですが、議事録署名会員の選任について、総会会議規則28条の規定で議長が指名する旨が定められておりますので、指名をさせていただきたいと思えます。

琴浦町の小松町長さん、北栄町の松本町長さんのお二人にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議案審議

議長 それでは、議案審議に入ります。事務局は、説明に当たりましては、簡潔に要領のよい説明をお願いいたします。

報告事項ですが、11月2日及び2月6日の理事会で議決された事項について、一括して議題とします。

事務局は、報告第1号、国保連合会情報公開規則の制定についてから、報告第18号、平成31年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理負担金についてまで、一括して説明をお願いいたします。

山田事務局長 お手元にございます総会説明資料を用いまして、要点のみを説明させていただきます。失礼して、着座にて説明させていただきます。

報告第1号、情報公開規則の制定について。役員名簿や事業概要、財務諸表など、既にホームページで公開しておりましたが、厚労省の通知の趣旨を踏まえ、議事録を含め、本会が所有する文書等の公開について、新たに規則を定めたいものでございます。

報告第2号、国民健康保険診療報酬審査委員会の規則の一部改正についてでございます。厚労省と支払基金が連名で公表した支払基金業務効率化・高度化計画において審査委員会の倫理規範が明記され、これを受け、審査委員が審査を担当する医療機関等について、審査委員会規則の一部を改正したものでございます。

報告第3号、診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（第2回）の専決処分についてでございます。総会を開催するいとまがなかったことから、規約第26条第1項の規定により、理事会専決処分とさせていただいたものでございます。結核・精神に係る特別調整交付金申請事業を特別受託事業として実施するため、業務勘定で歳入歳出835万6,000円の補正、また、母子保健法による養育医療について、前年度分の医療請求が提出されたため、公費支出勘定で歳入歳出120万円の2件について予算補正をしたものでございます。

報告第4号、役員給与規則の一部改正の専決処分についてでございます。常務理事が受ける給与について、報酬、期末手当のほか、通勤手当を加えるため、所要の改正を行ったものでございます。

報告第5号、職員給与規則の一部改正の専決処分について。市町村職員の給与改定の決定を受け、月額給料表、勤勉手当の支給月数について所要の改正を行ったものでございます。

報告第6号、介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正の専決処分についてでございます。想定以上の伸びで推移しており、医療機関への支払に急

を要したため、介護給付費等支払勘定、受入・支出金ともに3億9,340万円、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定で合計2,923万5,000円の予算補正をしたものでございます。

報告第7号、療養費審査支払規則の全部改正についてでございます。はり、きゅう、あんまマッサージ師の施術に関し、受領委任の取り扱いが開始されることに伴い、規則を改正したものでございます。審査委員会への提出規定や文言修正など、改正部分が広範囲にわたりわかりにくくなることから、全部改正をしたものでございます。

報告第8号、事務局組織規則の一部改正についてでございます。あんま、はり、きゅうの療養費の審査や風疹対策事業など、新たに開始する事業の分掌を定めること。また、組織体制の環境整備のため、所要の改正をしたものでございます。

報告第9号、職員服務規則の一部改正について。働き方改革を推進するための法律が公布され、年次休暇のうち5日について、時季を指定して与えることが義務化されたことに伴い、所要の改正をしたものでございます。

報告第10号、国民健康保険診療報酬審査委員会委員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正についてでございます。審査委員会に部会を設置しておりますが、審査専門部会と再審査部会委員については、兼務いただき審査をしていただいております。再審査部会の体制強化を図り運営を行っていることから、再審査部会委員に審査専門部会委員と同額の1万300円を月額報酬に加算すること。また、審査委員会出席に係る諸雑費等の旅費日当については、本会旅費規則に準じ2,200円とする旨の所要の改正を行ったものでございます。

報告第11号、介護給付費等審査委員会委員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正についてでございます。月額報酬と合わせて、交通費と日当を支給しておりますが、旅費日当について、本会旅費規則に定める2,200円とする旨の所要の改正をしたものでございます。

報告第12号、旅費規則の一部改正について。職員が県外への旅行での諸雑費等として支給しております日当の支給の仕方について見直したものでございます。宿泊を伴う旅行において、正午以前に帰着、または午後1時以降に出発した場合、帰着または出発した日の日当の額を2分の1に、また、県外旅行の日当について、帰着時間が午後7時以降の場合には、1日当たりの日当の額を支給する旨の所要の改正をしたものでございます。

報告第13号、退職給付引当資産管理運用規則の一部改正についてでございます。今後5年以内の退職見込み者以外の退職者に対し、取り崩して給付した場合に、減少した額を積み立てるため、所要の改正をしたものでございます。

報告第14号、負担金規則の一部改正について。保健事業負担金について、理事会が定める額に改正するものでございますが、議案第10号の一般会計歳入歳出予算とあわせて説明させていただきます。

報告第15号、特別医療費共同処理事業規則の一部改正について。老人医療

費審査支払規則の廃止に伴い、電算業務と記録事項の目的を改正したものでございます。

報告第16号、平成31年度一般負担金について。平成31年度の理事会で定める額を4,400万円、医師国保にご負担いただく率を100%と定めたものでございます。

報告第17号、平成31年度保健事業負担金について。保健事業負担金の額を定めるものでございますが、議案第10号で改めて説明させていただきます。

報告第18号、第三者行為損害賠償求償事務共同処理負担金についてでございます。求償事務に従事しております求償事務相談員の人件費をもとにしており、委託いただいている保険者にご負担をお願いしているものでございます。理事会で定める額を、米子市を除く市町村については被保険者1人当たり19円54銭、米子市につきましては介護の被保険者1人当たり6円40銭、医師国保、後期広域連合につきましては24円57銭とするものでございます。

報告は以上でございます。

議長 ただいま事務局から報告事項について説明がございました。

いずれも先の理事会で承認されているものでございますが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

質疑がないようでございますので、このとおり承認することにご異議はございませんか。

会員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議ないものと認め、報告第1号から報告第18号までの報告事項につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、議決事項に入らせていただきたいと思います。

議案第1号、国保連合会規約の一部改正について。

事務局は、説明をお願いいたします。

山田事務局長 議案第1号、規約の一部改正についてでございます。規約第6条第2項に規定する省令の名称が古い名称のままとなっており、これを改正したいとするものでございます。

説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

何か質疑等ございますか。いいですね。

質疑がないようでございますので、議案第1号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

会員 異議なし。

議長 ありがとうございます。ご異議なしということですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第2号、平成30年度国保連合会一般会計歳入歳出予算補正（第2回）についてから議案第8号、平成30年度国保連合会役職員退職手当積立金特別会計歳入歳出予算補正（第2回）についてまで、いずれも今年度予算補

正関連になりますので、一括して議題といたします。

議案第2号から議案第8号について、事務局から説明をお願いいたします。

山田事務局長 12ページのA3の表をお願いいたします。議案第2号から議案第8号、予算補正の概要でございます。一般会計と支払勘定を除く特別会計の補正は、総額1,866万8,000円の増額補正でございます。

内訳でございます。

議案第2号、一般会計になります。717万3,000円の増額補正でございます。これは共通する備品、資産に係る減価償却引当資産の積立額として、各会計からの繰入金と事業費の減と合わせて796万7,000円を減価償却引当資産の増額とするものでございます。

議案第3号、診療報酬審査支払特別業務勘定になります。985万7,000円の増額補正でございます。雑入として、国保中央会からの派遣職員の人件費負担金でございます。歳出につきましては、人件費や事業費の精査を行っております。雑入と合わせて1,394万5,000円を減価償却引当資産と一般会計等への繰り出しに充当しております。

議案第4号、後期高齢者医療事業関係業務特別会計になります。増減額はございません。システムの執行残を減価償却引当資産と一般会計等への繰出金に充当しております。

表の下のほうになりますが、公費負担医療に関する報酬等の支払勘定になります。10万円の増額補正でございます。石綿医療で想定以上の伸びで推移しているため、歳入歳出とも増額しております。

議案第5号、介護保険事業関係業務特別会計でございます。85万円の増額補正でございます。電子証明書の更新等で見込みより件数がふえており、手数料受け入れ支出で85万円を増額しております。また、システムの執行残を減価償却引当資産と一般会計等への繰出金に充当しております。

議案第6号、障害者総合支援法関係業務特別会計でございます。増減額はございません。システムの執行残を減価償却引当資産と一般会計等への繰出金に充当しております。

議案第7号、特定健診・特定保健指導等事業特別会計でございます。増減額はございません。システムの執行残を減価償却引当資産と一般会計等への繰出金に充当しております。

議案第8号、役職員退職手当積立金特別会計でございます。78万8,000円の増額補正でございます。1名の退職者への給付と、他会計からの繰入金を退職手当引当資産に充当しております。

予算補正の説明については以上でございます。

議長 ただいま事務局より議案第2号から第8号までの説明がございました。

これにつきまして、質疑等はございませんか。よろしいですか。ありがとうございます。

質疑がないようでございますので、議案第2号から議案第8号につきまして、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

会員 異議なし。

議長 ありがとうございます。ご異議なしということですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第9号、平成31年度国保連合会事業計画から、議案第18号、平成31年度国保連合会一時借入金についてまで、平成31年度の事業計画と予算関係になりますので、一括議題といたします。

議案第9号から議案第18号まで、事務局から一括して説明をお願いいたします。

山田事務局長 議案第9号、事業計画でございます。資料13ページをお願いいたします。平成30年から新国保制度がスタートし、昨年、保険者と歩む事業推進アクションプランを策定いたしました。引き続き保険者と密に連携しながら、重症化予防対策など保健事業を初め、広報事業の強化や、基幹業務である審査支払業務の効率化に努めてまいります。また、予定されているKDBシステムなど4システムの機器更改など、導入・運用に万全を期すとともに、本会の役割を果たすため、一層の効率的な、また効果的な事業運営に努めてまいります。

重点事項として、4つ掲げております。

1点目が、予防・健康づくりの拡充・強化でございます。KDBシステムなどで分析した情報を活用し、保険者と連携した健康づくりを推進してまいります。健康寿命の延伸と医療費適正化、また糖尿病の重症化予防等、また重複多剤投与対策などの重症化予防事業に取り組み、予防・健康づくりに努めてまいります。

2点目として、保険者共通事務の共同化でございます。KDBシステムの新機能により、重複多剤投与の状態の把握が可能になりました。抽出基準を設けるなど、円滑な実施につながるよう、環境整備を行ってまいります。また、第三者求償事務において、広報や直接請求事務の拡大に努めてまいります。

3点目でございますが、審査支払事務の充実・高度化への対応でございます。平成29年10月に、国保中央会と国保連合会で、国保審査業務充実・高度化基本計画を公表いたしました。これに基づき、より一層の審査の質向上に努めてまいります。また、はり・きゅう・あんま療養費に係る受領委任が開始されたことに伴い、審査委員会を設置し、適正かつ公平な審査に努めてまいります。また、今年の10月には、医療、介護、障害福祉サービスの報酬や薬価の改定も予定されております。適正な審査支払に努めてまいります。

4点目でございますが、組織体制の整備と効率的な運営でございます。保険者の厳しい財政状況等を踏まえ、一層の経費節減や、システム更改時に財源不足とならないよう、積立金の効果的かつ計画的な活用により健全な運営に努めてまいります。また、31年度は特定健診システムなど4つのシステムの更改を行います。機器調達に当たりましては、スケールメリットを最大限に活かせるよう努めてまいります。また、広報活動の強化でございますが、広報媒体の特性を生かした積極的な広報活動に取り組んでまいります。

以上の4点を事業計画の重点項目として取り組んでまいります。

15ページから主な実施事業の概要について掲載しておりますが、後ほどご確認いただきたいと思います。

19ページをお願いいたします。一般会計及び特別会計予算の概要でございます。31年度予算総額は2,151億円強、昨年度に比べ2億8,000万円強の増額となっております。うち、一般会計と特別会計の支払勘定を除いた予算額、総括の③になりますが、15億円強で、2億7,000万円強の増額率にして22.2%の増となっております。

下の表になりますが、増額の主な理由でございますが、KDBシステム、特定健診システム、このほか介護障害システム、後期高齢者医療システム等、4つのシステムの機器更改、これで約2億3,000万円、また、KDB等を活用した保険者支援などの保健事業の取り組み強化で約380万円、重症化予防事業に1,300万円強、広報事業で110万円、また、人勸等に基づく給与改定等により人件費で610万円の増が主な増額の理由となっております。

次のページでございます。経費節減等では、経常的経費や個別事業等の見直しのほか、システム導入、運用等では、債務負担行為を定め長期契約とすることなどで約1,100万円の節減をしております。

2の積立金の状況でございます。健全運営積立金につきましては、800万円を取り崩して、一般会計の運営費と特定健診システムの機器更改の経費に充当しております。

21ページをお願いいたします。主な新規（拡充）事業等でございます。事業計画のところでも触れましたが、予防・健康づくりの拡充・強化への取り組みとして、健康寿命の延伸と医療費の適正化の事業に取り組んでまいります。事業内容については、保険者支援の強化として、KDBシステムの活用支援や保健事業支援・評価委員会の体制強化、また、一般住民のさらなる健康意識向上に向けた取り組みや保険制度の枠を超えた取り組みなどで、約710万円を見込んでおります。

22ページ、重症化予防への取り組みでございます。人工透析への新規導入者の低減などを図るため、県の重症化予防プログラムを活用し、取り組み促進を図ってまいります。保険者と医療機関が連携し、受診勧奨や保健指導を行う取り組みでございますが、委託に基づき、保険者を支援する事業でございます。連合会が集合契約を行いコストダウンを図るとともに、対象者の抽出条件の統一化、また、予備軍リストの提供などを行ってまいります。また、重複多剤投与者への対策として、KDBシステムの新機能を活用して、候補者の抽出支援等に取り組んでまいります。主に業者への委託費となりますが、1,300万円を見込んでおります。

介護給付費の適正化事業でございます。ケアプラン点検事業の効果を分析するツール開発やアドバイザーの派遣に係る事業に取り組んでまいります。140万円強を見込んでおります。

23ページ、広報活動への取り組みでは330万円強を見込んでおりますが、

ターゲットを明確にし、広報媒体の特性を活かし、広報に取り組んでまいります。受診率向上など、ラジオやテレビのCMなどのメディアの利用や、保険者と連携し、メディア等を通じた情報発信、また、ホームページをリニューアルし、ユニバーサルデザイン化とするなど、積極的な広報活動を行ってまいりたいと思っております。

24ページは、SNS投稿のイメージ図になります。

続いて、25ページでございます。4の当初予算の概要。支払勘定を除く特別会計及び一般会計の状況でございます。国保診療報酬の業務勘定の割合が30.33%、後期高齢者医療の業務勘定が27.16%となっており、また、②の支払勘定では、後期高齢者の診療報酬が40.42%を占めております。

26ページ、性質別の状況でございます。

歳入でございますが、審査支払手数料が、昨年に比べ580万円ほど減額となっております。被保険者数の減少等により、レセプトの件数が減少傾向となっていること、こういったことが原因と考えております。また、積立金取り崩しの額が1億1,000万円ほどふえております。システム機器の調達に伴う取り崩しでございます。また、KDBシステム、特定健診システムの機器更改に国庫補助が予定されておりますので、6,000万円ほど増やしております。

歳出でございますが、ベースアップ等に伴う人件費、また、システム機器更改に関連して、委託料、備品購入費、ライセンス料などの事務費が増えております。

27ページからは会計別の状況になります。

29ページ、A3の表をお願いいたします。支払勘定を除く会計別の予算の概要でございます。

議案第10号、一般会計でございますが、歳入歳出1億5,400万円強でございます。歳入の主なものにつきましては、負担金、特別会計からの繰入金などでございます。一般負担金につきましては、前年度と同額の4,400万円とし、保険者ごとにご負担いただく負担金の額については、30ページに掲載しております。

また、保健事業負担金でございますが、これまで国保中央会の保健事業等の支援負担金に充てるため、単価6.11円を被保険者数に乗じてご負担していただいております。しかし、本会で管理するKDBシステムの維持管理費やデータ作成、また分析などに係る費用はこれに含まれておらず、積立金を取り崩して対応しているところでございます。このような状況から、保健事業負担金をKDBシステムの維持管理費等を加えた額に見直すことについて事業運営協議会等で協議し、また、昨年の7月の総会、また11月の理事会で、保健事業負担金を見直すことについてご承認いただき、保険者との協議を重ね、負担金の額、方法について精査、検討してまいりました。保健事業負担金の総額、国保中央会が増額する分も含めた額になりますが、707万5,000円を予算措置したいとするものでございます。なお、国保中央会への負担は、被保険者数に乗じた額となっており、変動がございますので、理事会で負担金額、ま

た負担方法について審議いただき、予算編成の承認を経て、総会に提案したいとするものでございます。

保険者ごとにご負担いただく額は、31ページ、右の列になりますが、ライセンス料など、規模に影響されないシステム運用経費は均等割としていただいております。なお、この負担金額のうち、KDBシステムに係る経費については、交付上限がございまして、特別調整交付金の財政支援が受けられることとなっております。

A3に戻っていただき、一般会計の歳出でございます。主なものは、役員、職員の人件費、中央会への負担金、委託料でございます。右の箱には新規・拡充に係る事業の費用を再掲しておりますが、KDBシステムの機器更改や保健事業の取り組み強化、広報事業に係る費用で、約4,700万円となっております。

議案第11号、診療報酬審査支払特別会計業務勘定でございます。歳入歳出4億6,000万円弱でございます。1,600万円強の増となっております。

歳入の主なものとして、審査支払手数料、共同処理手数料などの手数料、また、第三者求償事務負担金や重症化予防対策事業の委託料などの特別受託事業の収入でございます。なお、予算書の特別受託事業収入の節の項に特別調整交付金（結核・精神）申請事業手数料、また、糖尿病性腎症重症化予防対策事業手数料の費目を新設し、経理いたします。第三者求償事務の負担金額については、求償相談員の人件費を委託される保険者にご負担いただくものでございます。保険者別の負担金額につきましては、32ページにございますので、ご確認ください。

歳出でございますが、人件費、システムの運用委託や重症化予防事業などの委託料、また、審査委員会費、国保中央会へのシステム分担金などがございます。

議案第12号、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。歳入歳出4億1,100万円強でございます。昨年度に比べ、1億2,000万円ほど増額となっておりますが、システム機器の更改によるものでございます。

歳入の主なものは、手数料、減価償却引当資産繰入金、第三者求償事務やレセプト点検等の特別受託事業収入になります。

歳出の主なものは、人件費、システムの機器更改に係る委託料等でございます。

議案第13号、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定でございます。歳入歳出3億5,000万円強でございます。4,900万円ほど増となっておりますが、システム更改によるものでございます。

歳入の主なものは、手数料、減価償却引当資産繰入金でございます。

歳出の主なものとして、人件費、次期システムと関連してセキュリティー強化などのシステム機器更改に係る委託料等でございます。主治医意見書料につきましては、支払に充てられますが、受入金、支出金で1億4,000万円強と

なっております。

議案第14号、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。歳入歳出4,100万円強でございます。660万円強の増となっておりますが、システム更改によるものでございます。

歳入の主なものは手数料、歳出の主なものとして人件費、システム機器更改に係る委託料でございます。

議案第15号、特定健診・特定保健指導等事業特別会計業務勘定でございます。歳入歳出7,600万円強でございます。4,900万円ほど増額となっておりますが、システム機器更改のため、委託料等を増額しているためでございます。

歳入の主なものは、手数料、国庫補助でございます。

歳出の主なものでございますが、人件費、システム機器更改に係る経費でございます。

議案第16号、役職員退職手当積立金特別会計でございます。歳入歳出1,200万円強でございます。歳入は他会計からの繰入金、歳出は退職給付引当資産でございます。

33ページをお願いします。システム更改など、導入とその後の運用について、安全かつ円滑に移行できるよう長期契約としたいとするもので、債務負担行為を定めたいとするものでございます。

34ページをお願いいたします。支払勘定でございます。総額で2,135億8,652万5,000円でございます。ほぼ前年度並みでございます。議案13号の9の介護の公費負担医療が伸びておりますが、生活保護の給付費が、昨年に比べ4,000万円ほど増額を見込んでおります。

35ページをお願いいたします。議案第17号、健全運営積立金の処分についてでございます。一般会計の運営費、特定健診等データ管理システムの機器更改費用に充当するため、規則第6条に基づき、800万円以内の範囲で積立金の一部を処分したいとするものでございます。

36ページをお願いいたします。議案第18号、一時借入金についてでございます。保険者からの診療報酬や介護給付費等の振り込みが間に合わないときなど、このような事態に備え、予算内の支出に充てるため、財務規則第55条の規定に基づき、一時借入金の限度額を設定するものでございます。各会計に設定いたします借入限度額はご覧のとおりでございます。償還財源は、31年度の手数料、また診療報酬払込金等による収入でございます。

説明は以上でございます。

議長 ただいま議案第9号から議案第18号まで、事務局から説明をいただきました。

何かご質疑等ございませんか。よろしいでしょうか。

質疑がないようでございますので、議案第9号から議案第18号は、原案のとおり決定することにしてよろしいでしょうか。

会員 異議なし。

議長 ありがとうございます。ご異議なしということですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第19号、国保連合会役員の選任について、事務局から説明をお願いいたします。

山田事務局長 議案第19号、役員の選任についてでございます。別紙をご覧くださいと思います。役員名簿（案）でございます。

役員の選挙につきましては、規約第20条の規定により、総会において会員から選任する、会員以外の者については総会で選任することを妨げないと規定されております。4市の長、県町村会会長、各地区町村会推薦理事3名、医師国保組合理事長、県福祉保健部長、また、会員以外の者として、学識経験者理事に現常務理事の小倉誠一氏、また、各地区町村会推薦監事3名を役員候補者とするものでございます。ご審議をお願いいたします。

役員名簿は、議案書に1枚物を挟んでおりますので、この名簿をご覧くださいと思います。

議長 ただいま事務局から説明がありました事項につきまして、何か質疑等はありませんか。

会員 なし。

議長 ありがとうございます。

質疑はないようでございますので、議案第19号は、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

会員 異議なし。

議長 ご異議なしということですので、原案のとおり決定させていただきます。

そ の 他

議長 続きまして、その他に入らせていただきたいと思います。

風疹対策に係る国保連合会の対応等についてから審査支払機関の機能強化についてまで、一括して事務局から説明をお願いいたします。

入江事業推進課長 その他と記載しております別冊のほうをお手元にご準備いただけますでしょうか。私のほうからは、風疹対策に係る国保連合会の対応等についてご説明申し上げます。

まず、背景でございますが、風疹に関する特定感染症予防指針において、2020年までに風疹の排除を達成するために、自治体に対する抗体検査補助事業等が現在実施されてきているところでございます。

しかしながら、近年、風疹患者届け出数が増加、また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の影響等も懸念されておまして、新たに抗体検査・予防接種を推進できる体制を国のほうが整備するという新たな事業でございます。この事業の実施主体は市町村でございますが、対象者となります働く世代が職域を越えて他県に來られるというようなこともございますので、住居地以外で受診した際の費用決済をスムーズに行うようなスキームの整備が今回施された事業となっております。その取り扱いを行うために事務の負担軽減といたしまして、国保中央会及び国保連合会で費用に係る請求・支払業務を行うということになったものでございます。

次に、実施概要でございますが、実施対象は抗体保有率の低い39歳から56歳の男性ということになってございまして、3年間の時限事業という形になっております。ワクチンの効果的な活用のために、国の補助によりまして無料で抗体検査を行うという内容でございます。1年目につきましては、39歳から45歳にクーポン券を勸奨という形で送付して、その他の年齢層の希望者には、市町村の窓口にてクーポン券を発行するということが検討中としてございますが、これは2月にガイドライン等が出ておりまして、実際にもうこの形で実施するという方針となっておりますが、1枚めくっていただきまして、項目4に全体スケジュールを載せております。このスケジュールの中の右端のほうにクーポン券発行開始という矢羽根があると思いますが、こちらについてはまだ2月22日の段階で未定稿ということになっておりまして、クーポン券をこのような形で発券していくという形は決まっておりますけれども、時期というところがまだ完全には落ちていないというふうな状況がありますので、検討中という形で記載はさせていただいております。

先ほど申しましたけれども、請求・支払の部分につきましては、全国をまたいで行うために、中央会及び連合会でこの部分を受け持つという形になっております。

体制整備のスキームのイメージを載せておりますが、ポイントは2つございまして、まず、①といたしまして、集合契約により、全国の市区町村が全国の実施機関に対し、抗体検査及び予防接種の実施を委託する契約を締結ということで、各県にあります医療機関と都道府県が日本医師会と全国知事会を通じて集合契約を結ぶことで、この事業が成り立つというフレームがまずございます。それと、②といたしまして、抗体検査に係る費用決済の部分につきましては、市町村から委任という形で、まず、都道府県のほうに委任が入りまして、都道府県と連合会が契約という形で、この決済の部分が成り立つと。全国決済につきましては、各県の連合会と国保中央会が契約を結ぶことで全国がつながるという流れになってございます。

項目の3に参ります。この事業に対しての鳥取県の連合会としての対応でございますが、(1)といたしまして、規則関係、時限措置ということで、特別会計規則を設定いたします。また、来年度予算にこの予算を確保するという形になります。また、集合契約の委任手続及び請求・支払の契約を締結していくという流れもございます。

それから、予算関係でございますが、抗体検査費用が2,000円から7,000円程度ということで、検査内容ごとに金額が異なるのですけれども、全国で同一単価という形で実施していくことになっております。それから、予防接種の費用は、従前から市町村のほうで設定された単価というものがございまして、多くて1万円程度というところで実施していく形になります。請求・支払に係る事務手数料は1件当たり300円、税込みということになってございます。これは抗体検査、予防接種の取り扱い、どちらも300円という形になります。

取扱件数の試算でございますけれども、鳥取県の40歳から59歳の男性人口、こちらの総務省の統計局のデータをもとに、5歳刻みのデータですが、それを39歳から56歳の相当に対して、対象者総数が1,600万人ぐらいいるのですけれども、これを案分しました件数を試算値として示したのですが約7万1,000人で、うち、抗体検査の対象になるのが3年累計で6万6,000人、予防接種が7,000人という試算のもとに事業を形成していくという形になろうかと思えます。事業規模が小さくて、事業期間も限られておりますので、当該事業に係るコストを最小限とすることを念頭に請求・支払の準備を進めているところでございます。

それから、請求・支払のこのスケジュールでございますけれども、先ほどクーポン券の発行は4月からと申し上げましたが、請求・支払に係る事務の開始は6月からという形になってございます。

それから、繰り返しになりますけれども、規則改正及び予算等々の手続きにつきましては、今回、国の緊急的な対策で、要綱や交付要綱、それから契約、規則例等の通知が年度末ぎりぎりになる可能性が高いことから、詳細が確定次第、これらの手続きは理事長専決処分による対応とさせていただきたいと考えているところでございます。

最後に、資料上記載がございませんが、3月3日、4日、まだ日程が確定していないのですが、鳥取県の健康政策課が市町村向けの説明会の開催を予定しているという情報が入ってきておりまして、我々もこの説明会と一緒に参加させていただきまして、先ほどから申しております請求・支払の部分の説明をする予定にして動いているところでございます。以上でございます。

前田事務局次長兼総務課長 それでは、続いて、3ページをお願いします。本会の業務継続計画、いわゆるBCPの策定について説明をさせていただきます。

現在、全国の国保連合会で今年度末を目途にBCPの策定作業を進めておりますけれども、本会においても計画案を作成しました。本日、計画の本体とあわせて、概要版を別冊で配付させていただいておりますので、概要版のほうをご覧くださいと思います。

概要版の1枚はぐっていただきますと、計画の目的等ということで記載しております。本会が行う審査支払業務等について長期間停止した場合、保険者であるとか医療機関等の運営に大きな支障が生じるとともに、医療機関から被保険者への医療提供などに支障を来すおそれがあるために、災害等により事務所・職員等に相当の被害を受けても、業務をできる限り継続し、迅速に復旧作業を行うことで、本会及び保険者等の受ける損失というものを最小限に抑えることを目的として策定するものです。

なお、本会の業務資源に大きな制約・制限を受けた場合であっても、中央会及び他県の連合会と締結する災害時広域支援に関する協定、それと災害時広域支援計画、そういったものを策定しておりますので、そういった場合には他県連合会等の支援を受ける体制というものを確保しております。

本計画の構成ですけれども、第1部に平時のマネジメント計画として基本方針から優先業務の設定、それと計画の発動基準等を定め、第2部のほうで本部の体制、それと立ち上げから業務資源の確保について定めております。

次のページをお願いします。基本方針についてでございますけれども、こちらのほうは一番下の四角の中に①から⑩までありますけれども、①から⑩という審査支払業務を最優先に実施していきたいと考えております。それとあわせて、⑪番に記載しております既往歴情報の照会対応ということで、こういったことについても優先的に行っていきたいと考えております。

この計画の適用ですけれども、災害等を特定せずに、本会の業務遂行に支障を及ぼすあらゆる緊急事態を対象として対応していきたいと考えております。

緊急事態発生時には、初動対応として、本会役職員の生命・身体の安全を守るということというのは第一優先となりますけれども、その上で、本会の人的資源、それとシステムデータ、資金等の物的資源を確保しながら、優先業務を行うための体制を整備していきたいと考えております。

次のページをお願いします。6番以降については災害規模、被害の想定であるとか、7番には計画の発動基準、それと、次のページになりますけれども、8番以降は非常の体制であるとか、初動対応のタイムライン等を計画の中で定めております。この計画については今後、細部について調整して、今年度末までに確定させていきたいと考えております。以上です。

続いて、5ページをお願いします。国保連合会における新たな積立資産について説明をさせていただきます。

国保連合会は法人税法の公益法人に該当しまして、保険者から委託を受けて行う審査支払業務等に係る受託手数料については、収益事業となっております。でありますので、課税対象となるわけであります。当面の財政課題として、2024年に国保総合システムの更改が予定されておりますけれども、その際にはAIの導入など、審査支払業務の効率化・高度化への対応というものが求められてきます。こういった今後の審査業務の高度化・効率化に向けた原資を柔軟に調達しやすくするように、国保連合会の審査支払業務を収益事業から除外するための税制改正要望について、11月に実施された国保制度改善強化全国大会の陳情等を通じて、厚生労働省に提出したところであります。ただ、結果といたしましては、この要望は認められなかったのですけれども、厚生労働省において新たな積立資産の創設ということで対応するとして、財務省及び国税庁との協議が進められております。

今後、新たな積立資産の創設についてですけれども、2番のところに記載しております。ICTやAIを活用したコンピューターチェックの導入等による当該業務のさらなる高度化等に取り組むための原資、そういったものを実費弁償の範囲内で積み立てた場合は法人税法上の収益事業に該当しないものとするという内容でございます。

これにつきまして、3番のほうに今後の流れを記載しておりますけれども、3月中には厚生労働省のほうから通知が発出される予定となっております。あ

わせて、各保険者に対しても、連合会がこういった新たな積立資産を想定する場合の協力依頼の通知を出すということを聞いております。本会としては、こういった通知を見ながら、新たな積立資産を可能とする規定の創設等を改めて提案をさせていただきたいと考えているところでございます。以上です。

小倉常務理事 それでは、最後でございますけれども、私のほうから説明させていただきます。

審査支払機関の機能強化についてということで、6ページをご覧いただきたいと思います。現在、国会が開会中でございます、その国会に医療保険制度の一部改正案が上程されております。2月15日に閣議決定されて、今、審議中というところでございます。その内容でございますが、国保法、また支払基金法の改正が盛り込まれております。

具体的になぜ至ったかという背景でございますけれども、国保であるとか介護であるとか健康など、いろんなデータがあるけれど、横連携ができていない、共有ができていないということがあります。それを解消するために法整備をしようではないか、それがそもそものきっかけであります。

そういった背景に基づき、2番に書いておりますが、国保の関係、特に国保連合会の関係として、国保連合会の業務の中にレセプトデータであるとか特定健診のデータ、その他、介護であるとか後期であるとか、いろんなデータの情報を収集し、整理し、分析することが明文化されると。そして、そのデータをもとに保健事業に反映させていくということが法の中に盛り込まれることになったものであります。

現在予定されておりますのは、施行は32年10月ということであります。

こういった国の動きを見まして、次のページでございますけれども、従来からKDBは使い便利が悪いねというのをよく皆様方からお聞きしていたところでございますけれども、これまで、どちらかというとKDBの操作マニュアルだったと思うのですけれども、ことしの6月までにその活用マニュアルを作成したい。要は欲しいデータをどうしたら得られるのか、そういった視点でマニュアルをつくり上げていきたいと考えております。

具体的なイメージですけれども、次のページを見ていただきますと、各ジャンルごとに、こういった全体のデータが欲しいというときはこんなデータが出ますよとか、特定健診・保健指導の場合はこういうハイリスク対象者なんかもデータとして打ち出すことができるとか、医療の関係でもどんなデータが得たいのかというのをここで見ていただき、それを実際にマニュアルを活用していただくということになると思っております。

次の9ページには一例で挙げておりますけれども、重症化予防対象者のハイリスクの対象者の数を把握したいというときには、KDBシステムだけではなくて、また、レセプトの詳細の情報、そして健診の情報等からハイリスクの対象者を絞り込んでいくという、こういう作業ができるようなマニュアルを作成していきたい。

また、次の10ページですけれども、各地域、これまでは町単位でいろんな

データを出していましたが、小学校単位であるとか地区単位、その単位ごとに、例えば疾病の状況、この地区ではこんな病気が特化している、医療費はこんなにかかっているというのを示しできるような、こんなマニュアルをつくり上げていきたいと考えております。

また、こういったKDBの活用を踏まえて、次の11ページですけれども、糖尿病性腎症重症化予防対策事業というものを来年度、5つの町と連携してやっていきたいと考えております。補助事業を活用して事業展開していこうと思っておりますけれども、先ほどのKDB等の活用マニュアルを駆使して候補者のリストをまず作成し、それに基づいて主治医、かかりつけ医と市町村の担当者と一緒にケースマネジメントを行っていく、要は保健指導を行って、人工透析の手前で抑えていく。ひいては、それが医療費の低減につながっていくというような事業を来年度取り組んでいくことにしております。

一番下のこの表は、これはこれまでの1年間の実績でございますけれども、人工透析の方の数で、1人当たりの年間の医療費をお示ししております。これが抑えられれば、医療費の低減に大きく寄与できるのではないかと、そんなふうに思っているところです。

最後、12ページ、13ページでございますが、各市町村で、食であるとか運動、そういったことを通じた健康づくりの事業が展開されております。それにデータをひもづけしようではないかという取り組みをトライアルでやってみようということでもあります。

分析Ⅰ、分析Ⅱと書いておりますけれども、個人単位で医療受診状況であるとか健診の結果、健康の状況に応じてグルーピングし、悪いところのグループを1人ずつ追跡調査して、疾患リスクを明らかにしていく。それが、ひいては、保健指導につながる。その繰り返しでエビデンスが積み重ねられる、そんないいスパイラルを回していきたいと考えています。まずはトライアルということで一例をやってみようかなと考えております。

いずれにしても、今年1年かけて、市町村の皆様方の実務レベルで意見交換をさせていただきたいと考えております。要はどんな分析データ、どんなリストが、どんなタイミングで要るのか、そういったことを中心に議論を重ねさせていただきたいと思っております。一つの市町村の課題が、それは県全体の課題である可能性が非常に高いものですから、そんな視点で、スケールメリットも頭に入れながら、協議を重ねさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。

何か質疑等ございますか。よろしいですか。

ないようでございますので、この説明のとおりとさせていただきたいと思っております。

ほかに何か質疑ございませんか。よろしいですか。

山田事務局長 お手元に特定健診はこんなにお得というチラシをご用意させていただいております。このチラシは特定健診を受診するAさんと、特定健診

を受診しないで大病後も通院のみで健診を受けないというBさんとの比較を進めることで、貯蓄額が将来にわたって800万円も違ってくるという資料になっております。また、裏面のほうに、健康負債をためないためのチェック式の気づきシートをつけております。住民の方への受診勧奨など、ご説明されるときに活用いただきたいと思います。また、連合会から配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 この特定健診につきまして、何かございませんか。よろしいですか。

これは必要部数を全部配布していただけますか。

小倉常務理事 はい。

議長 わかりました。

よろしいですか。

質疑等がないようでございます。

予定されておりました議題につきましては、以上、全て終了でございますが、そのほか、ご出席の皆様より何かご意見等、ご報告等ございましたらお願いいたします。

ないようでございます。

それでは、本日の議事は全てこれで終了いたしました。会員の皆様のご協力によりまして、無事終わることができました。これによりまして議長の任のほうを解かせていただきたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。
(拍手)

閉 会 **山田事務局長** 矢部町長様、ありがとうございました。

これをもちまして通常総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後3時20分、閉会を告げる。

